

補 装 具 費 支 給 の ご あ ん な い

「補装具」は身体上の障害を補完または代償するものです。身体障害者の職業上その他日常生活の能率の向上を図る目的として、補装具費の一部を支給する制度です。交付・修理に関しては障害者相談センターの判定が必要な場合があります。事前の申請が必要です。

【対象者】

身体障害者(児)

【申請に必要なもの】

- ①申請書(窓口にあります)
- ②医師意見書(様式は窓口にあります)
- ③見積書
- ④障害者手帳
- ⑤その他(補装具の種類によって必要書類が異なります。事前にお問い合わせください)

【自己負担】

- ①課税世帯の方は自己負担は原則1割負担です(対象者の世帯の市民税課税状況等により月額自己負担上限額が設定されます)。
- ②市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は自己負担はありません。
- ③市民税所得割額が46万円以上の場合は全額自己負担となります(身体障害児を除く)。

【介護保険制度の優先】

介護保険制度で取り扱いのある用具については介護保険制度での利用が優先となります。

区分	種目
視覚障害者	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者	補聴器
心臓・じん臓・呼吸機能障害	車いす、電動車いす
肢体不自由者	義肢(義手、義足)、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(一本杖を除く)、座位保持いす(児童のみ)、起立保持具(児童のみ)、頭部保持具(児童のみ)、排便補助具(児童のみ)
その他※	重度障害者用意思伝達装置

※両上下肢機能全廃及び言語機能喪失した者で、コミュニケーション手段として必要であると認められる者

【お問合せ先】

安城市役所 障害福祉課 障害給付係 〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話 0566-71-2259(直通) FAX 0566-74-6789